議案第6号

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則等 中改正等について

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和7年3月6日

横須賀市教育委員会 教育長 新 倉 聡

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則等 の一部を改正する等の規則

(教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則の一部改正)

第1条 教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則(平成 13年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3項の表教育指導課の項を次のように改める。

教育指	市立高等学校の授業料、	市立学校の授業料等に関	
導課	入検定料及び入学金の減	する条例(昭和32年横須	15日
	免	賀市条例第19号)第4条	

別表第4項の表中央図書館の項中「第15条第1項」を「第17条第1項」に 改める。

(初任給の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給の基準に関する規則(昭和61年横須賀市教育委員会規則第3 号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「若しくは市立幼稚園」を削る。

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正)

第3条 教育長に委任する事務等に関する規則(平成15年横須賀市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「及び幼稚園」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項第11号中「学校及びその他の教育機関」を「学校その他の教育機関」に改める。

(横須賀市教育委員会公印規則の一部改正)

第4条 横須賀市教育委員会公印規則(昭和35年横須賀市教育委員会規則第7 号)の一部を次のように改正する。 第7条第1項後段中「又は各幼稚園長」を削る。 別表第1中

横須賀市立何々幼稚園之印	12	てん書	方 55	各幼稚園長	各 1	
横須賀市立何々幼稚園長之印	13	てん書	方21	各幼稚園長	各 1	
横須賀市立何々幼稚園長職務代理者之印	14	てん書	方21	各幼稚園長	各 1	を
横須賀市立何々幼稚園長之印	15	てん書	方21	各幼稚園長	各 1	
横須賀市立何々図書館之印	16	てん書	方30	各図書館長	各 1	
						,

Γ					Γ		1
	横須賀市立何々図書館之印	12	てん書	方30	各図書館長	各 1	に

改め、同表横須賀市立何々図書館長之印の項中「17」を「13」に改め、同表横須賀市自然・人文博物館之印の項中「18」を「14」に改め、同表横須賀市自然・人文博物館長之印の項中「19」を「15」に改め、同表横須賀市教育研究所之印の項中「20」を「16」に改め、同表横須賀市教育研究所長之印の項

別表第2中



Γ (11)校 横 長 何 須 [c, [(16)] e [(12)] c, [(17)] e之 々 賀 印 学 市 ⅃

「 (13) 」に、「 (18) 」を「 (14) 」に、「 (19) 」を「 (15) 」に、「 (20) 」を「 (16) 」に、「 (21) 」を「 (17) 」に改める。

(横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正)

第 5 条 横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和 3 年横須賀市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に 改める。

(横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則(平成12年 横須賀市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「出席簿は」の次に「、幼稚部幼児については第8号様式の2とし」を加え、同条に次の1項を加える。

4 校長は、幼稚部の課程を修了したと認めた幼稚部幼児には、修了証書 (第11号様式の2)を授与するものとする。

第9条前段中「並びに横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則(平成12年教育委員会規則第11号)第20条(第12号様式に係る部分に限る。)及び第21条」を削る。

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2 (第8条第2項関係)

	がおいりる																						
番			月 月														上	F	ク 席 日 娄	著 3	出席停止・	遅	早
号	幼児氏	名	曜														- 5 数		病気	その他	忌引等	刻	退
															0								
															0								
															0								
	~~~~~	~~~~~			~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~			~~~	~~~	~~~	~~~		~~~			· (~~		~~~	······································	**********	*********	**********	***************************************
<del>}//</del> :	月末	本 月	中に	こお	け	る	異	動		本	J.	1	<u> </u>	記		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	1						授業
前在	月 末籍幼児数	入 学	退	学	叁	差	Ē	引		在	籍的	, 力児	末数			**************************************							日数
男	名	名			名		ŝ	名	増減				名	事	00000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
女	名	名			名		4		増減				名		00000	vvvvvvvv							
計	名	名			名		3	名	増減				名	欄	00000	v							日

×(病気) /(その他) 忌(忌引) ②(遅刻) /(早退)

# 第11号様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式の2 (第8条第4項関係)

		右の者はろう学校の幼稚部		
第	<u></u>	<i>(</i> ) <b>≯</b> .		
377	(元 号)	は		
	ن	3		
		5		
	年	学校		
号 横	+	1X D		
須		幼		修
賀	月	稚		
号横須賀市立ろう学校長		部		了
<u>ソ</u>	日	の課程を修了したことを証する		
5	H	程		⇒r
学		を	幼	記
校		修	(元号)	
大		l.	5 の	書
氏		た	(元号) (元号) 名	
		۲		
		خ خ	年	
		証		
		7	月	
		る		
名			п	
EI			日 生	

(横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則の一部改正)

第7条 横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則(令和3年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表追浜の項中「横須賀市立船越小学校 横須賀市立田浦小学校」を「横 須賀市立船越小学校」に改め、同表浦賀の項中「横須賀市立走水小学校 横 須賀市立馬堀小学校」を「横須賀市立馬堀小学校」に改める。

(市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第8条 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則(平成16年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立高等学校の教育職員の人事評価に関する規則

第1条中「又は市立幼稚園」を削る。

第5条の表校長又は園長の項中「又は園長」を削り、同表市立幼稚園に勤務する園長以外の職員の項を削る。

第8条、第9条第2項及び第10条第1項中「又は園長」を削る。

(横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則の廃止)

第9条 横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第11号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

大楠幼稚園の廃止、田浦小学校及び長浦小学校並びに走水小学校及び馬堀小学校の統合に伴い、所要の条文整備等をするため、これらの規則を改正等する。

### (標準処理期間等)

## 第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する標準処理期間の算定については、申請が到達した日の翌日 から起算して、当該申請に対する処分をする日までの日数(当該申請が到達 した日に処分する場合は、即日)とする。
- 3 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。
  - (1) 休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する 本市の休日の日数
  - (2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを処分して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数
  - (3) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数(申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するため必要とする日数を含む。)
  - (4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
  - (5) 公聴会の開催等申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数

## 別表

## 1 共通事項

許認可等事務	根 拠 法 令	標準処理期間
行政財産目的	地方自治法(昭和22年法律第67号)第	21日
外使用許可	238条の4第7項	
行政財産目的	財産条例(昭和39年横須賀市条例第27	21日
外使用に係る	号)第10条第3項	
使用料減免		

2 教育委員会事務局教育総務部

所管課 名	許認可事務	根 拠 法 令	標準処 理期間
生涯学	文化財の現状変更等の	文化財保護条例(昭和39年	90日
習課	許可	横須賀市条例第41号)第6条	
	文化財の市外搬出許可	同条例第6条	60日
	指定文化財等の所有者	同条例第8条第1項	60日
	等に対する補助金の交		
	付決定		
	万代会館の使用許可	万代会館条例(昭和55年横	即日
		須賀市条例第22号)第6条第	
		1項	
	万代会館使用における	同条例第7条	即日
	特別設備その他の付帯		
	行為の承認		
	万代会館の使用許可事	同条例第8条	即日
	項変更の承認		

	万代会館の使用取消し	同条例第8条	即日
	の承認		
学校管	学校施設の利用許可	横須賀市立小学校及び中学	14日
理課		校の管理運営に関する規則	
		(平成12年横須賀市教育委	
		員会規則第8号)第27条	

## 3 教育委員会事務局学校教育部

所管課 名	許認可等事務	根	拠	法	令	標準処 理期間
教育指	市立高等学校の授業	市立学	校の授	業料等は	こ関す	15日
導課	料、入学検定料及び入	る条例	(昭和3	2年横多	頁賀 市	
	学金の減免	条例第	19号)第	34条		
	市立幼稚園の保育料及	同条例	第4条			15日
	び入園料の減免					
支援教	小学校等への就学義務	学校教	育法(田	召和 22年	下法 律	7 日
育課	の猶予又は免除	第26号》	第18条	Ę		
	中学校等への就学義務	同法第	18条			7 日
	の猶予又は免除					
	小学校又は中学校の学	学校教	育法施	行令(明	召和 28	7 日
	区指定変更の承認	年政令	第 340 号	·)第8条	:	
	小・中学校の区域外就	同令第9	9条第1	項		7 日
	学の承諾					
	視覚障害者等の区域外	同令第	17条			30日
	就学の承諾					
	交通遺児奨学金の支給	交通遺	児奨学	金金支糸	合条例	7 日
	認定	(昭和50	)年横須	賀市条	例 第 7	
		号)第5	条			
保健体	市立学校体育施設の利	市立学	校 体 育	施設開加	汝規則	即日
育課	用許可	(昭和5	1年横多	頁賀市孝	数育委	
		員会規	則第7号	·)第5条	第1項	

## 4 教育機関

所管課 等名	許認可等事務	根	拠	法	令	標準処 理期間
中央図	図書館カードの交付	図書館	条例施	行規則	(昭和	即日
書館		49年横多	頁賀市	教育委员	員会規	
		則第6号	)第2条	第1項		
	団体貸出利用の承認	同規則第	第5条第	51項		即日
	資料複写の承認	同規則第	第8条第	51項		即日
	視聴覚資料の利用の承	同規則第	第11条	第1項		即日
	認					
	貸出禁止資料の貸出し	同規則第	第12条			即日
	許可		17			
	寄贈資料の受入れ	同規則第	第15条:	第1項		即日
博物館	寄贈資料の受入れ	博物館	条例施	行規則	(昭和	15日
運営課		29年横多	頁賀市	教育委	員会規	
		則第5号	)第3条	第1項		
	資料複写の承認	同規則第	第5条第	51項		即日

(初任給の基準)

- 第2条 新たに市立高等学校若しくは市立幼稚園の教育職員又は市立中学校の 任期付教育職員となった者に適用する初任給の基準は、次に掲げるところに よる。
  - (1) 教育職初任給基準表(別表第1)
  - (2) 中学校任期付教育職初任給基準表(別表第2)

### (委任の範囲)

- 第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長 に委任する。
  - (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
  - (2) 学校その他の教育機関(横須賀美術館を除く。以下同じ。)の設置及び廃止を決定すること。
  - (3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。
  - (4) 法第29条の規定により教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
  - (5) 高等学校及び幼稚園の教育職員(県費負担教職員を除く。)並びに中学校の任期付教育職員(以下「教育職員」という。)の任免、分限及び懲戒に関すること。
  - (6) 教育委員会事務局の職員又は学校その他の教育機関の職員のうち職員給 与条例(昭和26年横須賀市条例第51号)の適用を受ける職員(以下「事務局 職員等」という。)の任免、分限及び懲戒に関すること。
  - (7) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。
  - (8) 事務局職員等及び教育職員の給与に関する一般方針を定めること。
  - (9) 事務局職員等、教育職員及び県費負担教職員の服務の監督の一般方針を 定めること。
  - (10) 事務局職員等、教育職員及び県費負担教職員の研修に関する一般方針を定めること。
  - (11) 学校及びその他の教育機関の管理及び運営に関する基本方針を定める こと。
  - (12) 学校の生徒等の募集に関する基本方針を定めること。
  - (13) 学校その他の教育機関の施設の新築、増築又は改築の計画を策定すること。
  - (14) 通学区域の設定又は変更に関すること。
  - (15) 附属機関(横須賀市支援教育推進委員会部会を除く。)の委員を委嘱すること。
  - (16) 教科内容及びその取扱いの一般方針に関すること。
  - (17) 教科用図書の採択の一般方針に関すること。
  - (18) 不服申立て、訴訟、和解及び調停(以下「不服申立て等」という。)に

関すること(教育委員会が当事者となる不服申立て等の代理人を選任することを除く。)。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち、教育長が重要と認める事項については、適切な時期に教育委員会会議に報告するものとする。

### (公印の名称等)

- 第3条 公印の名称、形式番号、書体、寸法、管守者及び個数は、別表第1に掲 げるとおりとし、公印の形式は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 2 電子計算機に記録する公印の名称、形式番号、形式、書体、寸法、管守者 及び使用区分は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 3 第1項の公印は、朱印とする。ただし、前項の電子計算機による公印及び第 7条の規定による印影の印刷については、朱印としないことができる。

## (印影の印刷)

- 第7条 定例的な庁外文書又は一時に大量に発送を必要とする同一庁外文書であって、公印を押印すべきもののうち、教育総務部総務課長が印影を印刷することが適当であると認めたものは、公印の押印に代えて印影又はその縮小したものを印刷することができる。この場合において、公印の印影の原版は、教育総務部総務課長が管守する公印(管守者が各学校長又は各幼稚園長である公印の印影の原版にあっては、当該管守者が管守する公印)を使用するものとする。
- 2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、使用する文書(印刷発注の文書については、増刷の場合を含む。)ごとに、教育総務部総務課長の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の印刷を終了したときは、速やかに印刷に使用した公印の印影の原版 を教育総務部総務課長に提出するものとし、及び当該印影を記録した電磁的 記録を廃棄するものとする。
- 4 公印の印影を印刷した文書は、当該事務の所管課長等が厳重に保管し、不用となったときは、速やかに、焼却、裁断等の適当な方法により廃棄しなければならない。

別表第1(第3条第1項関係)

	1		寸法(ミ		
公印の名称	形式番号	書体	リメート ル)	管守者	個数
横須賀市教育委員会 之印	1	てん書	方35	総務課長	1
横須賀市教育委員会 之印	2	てん書	方 35	総務課長	1
横須賀市教育委員会 之印	3	てん書	方12	総務課長	1
横須賀市教育委員会 教育長之印	4	てん書	方 35	総務課長	1
横須賀市教育委員会 教育長之印	5	てん書	方21	総務課長	1
横須賀市教育委員 会教育長之印	6	てん書	方21	総務課長	1
横須賀市教育委員会 教育長職務代理者之 印	7	てん書	方21	総務課長	1
横須賀市立何々学校 之印	8	てん書	方 55	各学校長	各1
横須賀市立何々学校 長之印	9	てん書	方21	各学校長	各1
横須賀市立何々学校 長職務代理者之印	10	てん書	方21	各学校長	各1
横須賀市立何々学校 長之印	11	てん書	方21	各学校長	各1
横須賀市立何々幼稚 園之印	12	てん書	方 55	各幼稚園 長	各1
横須賀市立何々幼稚 園長之印	13	てん書	方21	各幼稚園 長	各1
横須賀市立何々幼稚 園長職務代理者之印	14	てん書	方21	各幼稚園	各1
横須賀市立何々幼稚 園長之印	15	てん書	方21	各幼稚園 長	各1
横須賀市立何々図書 館之印	16 13	てん書	方30	各図書館 長	各1
横須賀市立何々図書 館長之印	14	てん書	方21	各図書館 長	各1
横須賀市自然・人文 博物館之印	1/8 15	てん書	方30	博物館運 営課長	1
横須賀市自然・人文 博物館長之印	19 16	てん書	方21	博物館運 営課長	1
横須賀市教育研究所之印	20	てん書	方30	教育研究	1
横須賀市教育研究所 長之印	2/1	てん書	方21	教育研究所長	1

## 別表第2(第3条第1項関係)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
横須賀市	会 教 横	横須賀市	教教養	横須賀市
教育委員	育 須 之 委 賀	教育委員	教育長之印 横 須 賀 市	教育委員会
会 之 印	印真市	会 之 印	印会市	教育長之印
(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
教 教 横	横須賀市教	学 立 横	横須賀市	横須賀市
育育須	育委員会教	校	立何々学	立何々学
教育長之印 横 須 賀 市	育長職務代     理 者 之 印	之     賀	校長之印	校 長 職 務 代理者之印
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
校立横	稚立横	横須賀市	横須賀市立	稚立構
長 何 須	園 何 須		何々幼稚園	園長之間何々
之々賀	之々賀	立何々幼	長職務代理	之 々 賀
印 学 市	即幼市	稚園長之印	者之即	印幼市
<b>►</b> (16)	(17)	(18)	(19)	(20)
横須賀市	横須賀市	横須賀市	横須賀市自	横須賀市
立何々図	立何々図書	自然・人文	然・人文博	教育研究
立何々図書館之印	立何々図書館 長 之 印	自然・人文 博物館之印	然・人文博 物館長之印	教育研究 所 之 印
書館之印				
書館之印				
書館之印 ▶ (21) 横須賀市				
書館之印 221 横須賀市 教育研究 所長之印	館長之即	博物館之印	物館長之印	所 之 印
書館之印 221 横須賀市 教育研究 所長之印	館長之即		物館長之印	所 之 印
書館之印 221 横須賀市 教育研究 所長之印	館長之即	博物館之印	物館長之印	所 之 印
書館之記	館長之即	博物館之印	物館長之印	所 之 印
書館之印 221 横須賀市 教育研究 所長之印	館長之即	博物館之印	物館長之印	所 之 印
書館之記	館長之即	博物館之印	物館長之印	所 之 印
書館之記	館長之即	博物館之印	物館長之印	所 之 印

## (定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 及び
  - (1) 教育職員 横須賀市立の小学校、中学校、高等学校 特別支援学校 及び幼稚園の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手をいう。
  - (2) 在校等時間 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員 の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)第3に規定する在校等時間をいう。

## (様式)

- 第8条 施行規則第24条に規定する指導要録は、幼稚部幼児については第1号様式とし、小学部児童については第2号様式及び第3号様式又は第4号様式とし、中学部生徒については第5号様式及び第6号様式又は第7号様式とし、ろう学校高等部生徒については第8号様式とする。
- 、幼稚部幼児については8号様式の2とし 2 施行規則第25条に規定する出席簿は、ろう学校高等部生徒については教科 用は第9号様式とし、ホームルーム用は第10号様式とする。
- 3 施行規則第135条第2項において準用する施行規則第58条に規定する卒業証 書は第11号様式とする。

## (準用規定)

- 第9条 横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成12年教育委員会規則第8号。うち第1条、第7条、第9条及び第25条第1項を除く。)並びに横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則(平成12年教育委員会規則第11号)第20条(第12号様式に係る部分に限る。)及び第21条の規定は、学校の管理運営について準用する。この場合において、横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第12条第3項第4号中「学年」とあるのは「部」と読み替えるものとする。
- 4 校長は、幼稚部の課程を修了したと認めた幼稚部幼児には、修了証書(第 11号様式の2)を授与するものとする。

× (病気)

/(その他)

忌 (忌引)

◎(遅刻)

/(早退)

追加

第8号様式の2 (第8条第2項関係)

DO V	子体式の2	(27) 0 1/2	xn 4 °.	K K IN	,																
番			日												***************************************	出席	ク 厚 F 数	转 3	出席停止・	遅	早
号	幼児氏	名	曜													数数	病気	その他	忌引等	刻	退
															<u></u>						
														${\longrightarrow}$							
														$\longrightarrow$	<b></b>						
				+										${\mid}$	<u></u>						
				+										3	_						
														$\stackrel{\longrightarrow}{\longrightarrow}$							
				+										$\frac{1}{2}$							
		~~~~~	~~~~					···	~~~	···	···				·····	**********	~~~~~			~~~~~	·······
							_		~~~	~~~				~~~	*****						
前	月末	本 月	中に	おり	ナる	る異動			本月末記				***************************************						授業		
在	籍幼児数	入 学	退	学	差		引		在	籍多	り 児	数		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	wwwwww						日数
男	名	名		名				曽咸				名	事	***************************************	wwwwww						
女	名	名		名		:		曽咸				名		***************************************	wwwwww						
計	名	名		名		:	名》	曽咸				名	欄	***************************************	www.						日

追加

第11号様式の2 (第8条第4項関係)

			-		
			石		
Arte:		<u></u>	<i>o</i>		
第		元	有		
		元 号)	12		
			2		
			う		
		年	-f- ±/s		
号	⊭	4-	1X D		
7	須		éh		修
	如	月	維		
	市	74	平		
	☆		Ø)		了
	横須賀市立ろう学校長	日	課		
	Š	,-	程		3
	学		- &	(幼	証
	校		修	(元号) 氏	
	長		了 こうしゅう	号 の	書
			L	(元号) 幼児の氏名	音
	氏		た	名	
			۵.		
			ح	年	
			を		
			証	_	
			右の者はろう学校の幼稚部の課程を修了したことを証する	月	
	tr.		る		
	名			-	
	印			日 生	
	Ell			<u>'4-,</u>	

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 共同学校事務室 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4 第1項に規定する共同学校事務室をいう。
 - (2) 構成校 別表に掲げる地域ごとに学校に係る事務を共同処理する学校として同表に掲げるとおり指定する学校をいう。
 - (3) 設置校 構成校に係る事務を共同処理する共同学校事務室を置く学校として教育委員会が定める学校をいう。

別表(第2条関係)

地 域					構瓦	戈校										
地	小	学	*	校			中学	校	及	び	特別	」支	援	学	校	
	横須賀市賀市立夏	. — .	•		横須	,, ,		• :		_	浜 中 学 校	•			横	
'白 汇	立浦郷小						田浦				丁 仅		1英	火	貝	111
追浜	取小学校			,												
	学校 横須賀				子仪											
*****	********	~~~~~	*****	****	****	***	××××	~~~	**	~~	~~~	×××	~~~	**	~~	***
																1=
	横須賀市	立走力	〈小学	校一	横須	横	須賀	市	立	馬	堀中	学	校	,	横	狽
	横須賀市賀市立馬										堀 中 学 校		校横			
		堀小学	总校	横須	賀市	賀		浦	賀	中						
浦賀	賀市立馬	堀 小 学 交 学 校	左校 横須	横須賀市	賀市 立大	賀	市立	浦	賀	中						
浦賀	賀市立馬 立望洋小	· 堀 小 学 · 学 校 · 校 梭	^全 校 横須 横須賀	横須市立	賀立浦賀	賀	市立	浦	賀	中						
浦賀	賀市立馬立望洋小塚台小学	· 堀小学 · 学校 · 校 · 横須賀	之校 横須 横須 間市	横賀市小原	賀立浦台	賀	市立	浦	賀	中						
浦賀	賀市立馬 立望洋小 塚台小学 小学校	据学校横須 学校横須 質額	之 横 賀 贡	横賀市小居須市立原小	賀立浦台	賀	市立	浦	賀	中						
	賀市立馬 立望台小塚 小学校 学校 横	堀学校横須市 領領市	校横須市立坂 。	横賀市小居学	賀立浦台学 0	賀立	市	清中	賀学	中校	学校		横	須	· · · ·	市

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第2項の規定に基づき教育委員会が市立高等学校又は市立幼稚園に勤務する教育職員(以下「職員」という。)に対して行う人事評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が職務上の課題を認識して主体的に職務に取り組み、評価者がその職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって学校組織の活性化に資することを目的とする。

(評価者)

第5条 人事評価は、次の表の評価対象者の区分に応じて同表中欄及び右欄に 掲げる助言指導者及び観察指導者(以下「評価者」という。)が行うものとす る。

評価対象者の区分	助言指導者	観察指導者
校長又は園長	教育総務部教職員課長	教育総務部長
教頭	校長	教育総務部教職員課長
市立高等学校に勤務す	教頭	校長
る校長及び教頭以外の		
職員		
市立幼稚園に勤務する		園長
園長以外の職員		

(教育長の指導及び助言)

第8条 教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、校長又は園長に対し、再評価の実施その他の必要な指導及び助言を行うものとする。

(評価結果の取扱い)

- 第9条 評価者は、人事評価において知り得た情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、必要な措置を講じなければならない。
- 2 校長又は園長が行った定期評価の最終評価は、教育長の定めるところにより、評価対象である職員に提示するものとする。
- 3 特別評価は、評価対象である職員の指導育成の基礎資料として活用するものとする。

(苦情の申出)

- 第10条 前条第2項の規定により開示を受けた職員は、校長又は園長の評価に 不満があるときは、教育長に対し、苦情の申出をすることができる。
- 2 教育長は、前項に規定する苦情を受けた場合は、前項の申出に正当な理由 があると認めて必要な措置を執る場合を除き、人事評価苦情審査会に意見を 聴かなければならない。
- 3 教育長は、人事評価苦情審査会の提案を受けたときは、当該提案を参考にして、必要な措置を執らなければならない。

廃止

横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 学期及び休業日(第2条一第6条)
- 第3章 教育活動(第7条一第9条)
- 第4章 教材の取扱い(第10条・第11条)
- 第5章 組織編成等(第12条一第18条)
- 第6章 文書、施設及び設備の管理(第19条一第27条)
- 第7章 雑則(第28条-第31条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律 第162号)第33条第1項の規定に基づき、横須賀市立幼稚園(以下「幼稚園」と いう。)の管理運営に関し、基本的事項を定めるものとする。

第2章 学期及び休業日

(学期)

- 第2条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第39条で準用する施行規則第59条に規定する学年を分けて、次の2学期とする。
 - (1) 前期 4月1日から10月の第2月曜日まで
 - (2) 後期 10月の第2月曜日の翌日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第3条 施行規則第39条において準用する施行規則第61条第3号の規定により教育委員会が定める休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 市制施行記念日
 - (2) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
 - (3) 夏季休業日 7月20日から9月2日まで
 - (4) 冬季休業日 12月24日から翌年1月8日まで
 - (5) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで
 - (6) その他園長が必要と認めた日。ただし、実施日の20日前までに休業日申